



下水道事業の経営健全化に向けた取組について

質 問

本市においては、下水道事業の経営健全化に向けた取組について検討しているところですが、その一つとして地方公営企業法の適用を考えています。法適用の現状やメリットについて教えてください。

回 答

1. 下水道事業の法適用の現状

平成21年度末における全国の下水道事業は3,633事業ありますが、そのうち377事業（下水道事業の10.4%）が地方公営企業法（以下「法」という。）を適用しています。依然9割程度 of 下水道事業が法非適用で事業を実施していますが、前年度に比べると59事業増となっており、下水道事業の法適用事業は近年急速に増加しています。府内市町村（政令市除く、以下同じ。）における法適用の状況は、平成23年4月1日時点で62事業中13事業（21.0%）が適用済となっています。また、法適化計画策定事業は5事業あり、府内においても法適用が進んでいるところです。

2. 法適用の必要性

1. で述べたように全国的にも府内でも法適用が進んでいます。これらの要因として、地方公共団体は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行により、公営企業等を含めた連結決算を作成し地方公共団体全体として健全化を図る必要性が高まったことが挙げられます。

また、「新地方公会計制度研究会報告書」や平成18年8月31日付け総行整第24号「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について」の趣旨を踏まえ、財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）の整備を進めることとされています。府内でも今年度

中には全市町村で財務書類が作成される見込みであるほか、大半の市町村で特別会計を含めた連結財務書類を作成しているところです。府内市町村では総務省改定モデルを採用しているため、今後、固定資産管理台帳を段階的に整備していく必要がありますが、こうした整備と同時に法非適用事業においても法適用を進め、適切な資産管理をするなど財務書類の有効活用が求められます。

さらには、平成25年度に予定されている地方公営企業会計制度の改正において、法非適用企業にも財務規定等の適用範囲を拡大することが検討されており、公営企業を取り巻く環境は大きく変わってきていることから、早急に法適用することが望まれます。

3. 法適用のメリット

法適用を進めるにあたって、職員が複式簿記を習得する必要があること、資産評価などの事務負担が増加することなど、一時的に負担が増加することは否めません。しかし、メリットとして、①法適用の準備経費の一部が特別交付税措置されること、②経営状況を明確に把握できること、③経営の弾力化が図れること、④高資本費対策に係る公費負担に対する地方財政措置が法非適用事業より有利に設定されていることなどが挙げられます（詳細は平成21年9月号相談室「下水道事業における地方公営企業法の適用について」参照）。

特に経営状況を明確化できるということは、企業の経済性を発揮するとともに、公営企業本来の目的である公共の福祉を増進するための運営には重要です。企業会計方式では、取得資産などの償却資産については耐用年数に応じて減価償却費という費用でその年数に応じて適切に配分されて計上されます。こうした費用を含めたトータルコストを適切に把握することによって、これに対応する適切な料金水準が見えてきます。法第21条第2項では、「料金は、公

正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならぬ。」と規定されており、住民に対しても現状の料金が適正なのかどうかを示しやすくなります。

また、消費税の計算方法の違いにより消費税負担が軽減される場合があります。法非適用事業の場合、減価償却という概念がないため一般会計からの繰入金金は特定収入（消費税基本通達16-2-1参照）となり、課税仕入れの消費税額から一般会計繰入金を控除する必要があります。しかし、上述したように法適用企業では、償却資産を取得した場合は、減価償却費としてその費用を耐用年数に応じて適切に配分することになります。消費税法基本通達（16-2-4）によると、「地方公営企業法第20条《計理の方法》の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業が一般会計等から減価償却費を対象とする補助金を収受する場合の当該補助金は、令第75条《国、地方公共団体等の仕入れに係る消費税額の特例》に規定する特定支出のためにのみ使用することとされている収入に該当するものとして取り扱う」と規定されており、一般会計からの繰入金を減価償却費に充てるための繰入金であると特定（平成22年4月の国税庁パンフレット「国、地方公共団体や公共・公益法人等と消費税」P6～13参照）した場合は、特定収入には当たらない「特定収入以外の収入」となります。つまり課税仕入れの消費税額からの控除対象にならないことから、課税売上の消費税額>課税仕入れの消費税額の場合は、支払消費税が軽減され、課税売上の消費税額<課税仕入れの消費税額の場合は、還付金が増加することがあります（減価償却費の多寡によって軽減効果に差があります）。

4. おわりに

これまで述べたように、法非適用で下水道事業を実施している市町村は積極的に法適用を進めていくことが望まれます。特に府内では、下水道事業会計の実質収支が黒字であっても、一般会計からの基準外繰入金で収支を保っている事業が多くあります。

これは積極的な施設整備が行われている一方で、これに見合った料金設定となっていないことが主要因であると考えられます。経費回収率が100%を超えている事業であっても、使用料対象経費に汚水資本費の一部しか含めていない場合は、その分一般会計からの負担で補われているのが現状です。こうした市町村では、法適用に合わせて一般会計との負担区分を明確にし、企業会計で負担すべきものについては、適切に料金改定していくべきであると考えられます。また、法適用と併せて上水道との組織統合を図れば、人事管理、会計システム等について削減効果が期待できるため、法適用と併せて上水道との組織統合も検討する価値があると思われます。

（大阪府総務部市町村課財政グループ）